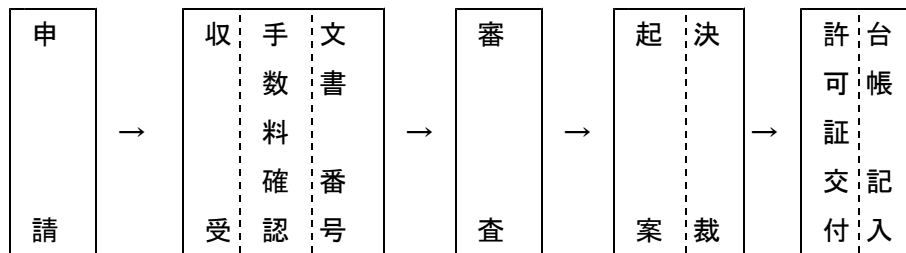


第一種貯蔵所位置等変更許可申請

根拠法令	一般則第27条 法第19条第1項 液石則第28条
適用	第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をする場合。

手順



必要書類

- 1 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書 (一般則様式第10、液石則様式第10)
 - 2 変更明細書
- <留意事項> (1)～(4)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
- (1) 貯蔵の目的を記載した書面
 - (2) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
 - (3) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - (4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
- (添付すべき書面又は図面)
- ① 事業所全体平面図
 - ② 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - ③ 高圧ガス貯蔵所配置図
 - ④ 機器等一覧表
 - ⑤ 貯蔵能力の計算書
 - ⑥ 貯蔵設備等(大臣認定品を除く)の強度計算書
 - ⑦ 耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑧ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

※上記①～⑧のうち変更に係る部分についてのみ必要。

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 上記①～⑧に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

変更部分が規則（一般則第21条、液石則第22条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

台帳記入

許可後、台帳に記載する。